

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会
電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第1回）

- 1 日時 令和6年6月3日（月）10時00分～11時40分
- 2 場所 Web会議
- 3 出席者
 - (1) 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ構成員（敬称略）
相田 仁、大谷 和子（主査代理）、河村 真紀子、野口 貴公美、藤井 威生、星
周一郎、森 亮二（主査）（以上7名）
 - (2) オブザーバー
警察庁刑事局捜査支援分析管理官
 - (3) ヒアリング対象者
一般社団法人電気通信事業者協会
 - (4) 総務省
木村 公彦（電気通信事業部長）、五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）
 - (5) 事務局
平松 寛代（番号企画室長）、中田 五月（番号企画室課長補佐）
- 4 議題
 - (1) 電気通信番号制度の現状について
 - (2) 関係者ヒアリング
 - (3) その他

【中田番号企画室課長補佐】 本日は、皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループの第1回会合を開始させていただきます。

このたび本ワーキンググループの事務局を務めさせていただきます、総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課番号企画室課長補佐の中田でございます。

まずは、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内させていただきます。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投映のみでの傍聴とさせていただきます。事務局におきまして、傍聴者に関しましては発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

また、本日の会合につきましては、記録のため、録画をさせていただきますので、御承知おきいただければと思います。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、音声、映像もオフにさせていただきますよう、お願いいたします。御発言を御希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を全員宛てに書き込んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名させていただきます。発言する際には、マイクをオンにし、映像もオンにして御発言いただければと思います。また、発言が終わりましたら、いずれもオフに戻していただければと思います。

接続に不具合がある場合に関しましては、速やかに再接続をお試しいただくよう、お願いいたします。その他、チャット機能で随時全員宛てに御連絡いただければ、事務局にて対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

注意事項は以上となります。

続きまして、配付資料の確認となります。本日の資料ですけれども、議事次第、資料1-1から1-4及び参考資料1及び2となっております。

続きまして、議事に先立ちまして、本ワーキングについて事務局より説明をさせていただきます。

こちら、資料1-1の開催要綱となっております。こちらの開催要綱に関しましては、事前に親会である情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の主査及び委員の方々に御了承をいただいております。

また、開催要項4の(2)にございますとおり、本ワーキンググループの主査及び主査代理に関しましては、親会の主査により指名されることとなっております。本ワーキンググループの主査につきましては、電気通信番号政策委員会の主査である相田主査からの御指名により、英知法律事務所弁護士の森先生にお願いしております。

それでは、カメラ及びマイクをオンにいただきまして、森主査から簡単にお一言いただけますと幸いです。

【森主査】 ありがとうございます。御指名によりまして、誠に僭越ながら、本ワーキングの主査をさせていただくこととなりました森でございます。

この問題、つまり、電気通信番号の犯罪利用対策ということにつきましては、本ワーキングとその親会における検討が、社会問題に対して非常に大きな効果を持ち得るものであろうかと思っておりますので、非常に重要な検討会であるというふうに理解をしております。頑張っって少しでも貢献をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。

続きまして、主査代理について御説明させていただきます。主査代理につきましても、開催要綱4の(2)にございますとおり、親会の主査により指名されることとなっており、電気通信番号政策委員会の主査である相田主査からの御指名により、株式会社日本総合研究所執行役員法務部長の大谷先生をお願いしております。

それでは、カメラ及びマイクをオンにいただきまして、大谷主査代理からも簡単にお一言いただけますと幸いです。

【大谷主査代理】 このたびこのワーキンググループの主査代理を務めることとなりました大谷でございます。

今、森主査がおっしゃられましたように、電話番号などの犯罪利用への対策について、重要な検討だと認識しておりますし、また、スピード感のある検討が求められるワーキンググループだと考えております。

微力ではございますが、構成員の皆様、それから事務局の御協力をいただきながら、主査代理として円滑な進行に努めたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。

それでは、初回ですので、構成員の皆様を構成員名簿順に御紹介させていただきたいと思っております。事務局にてお名前を御紹介させていただきますので、カメラ及びマイクをオンにいただきまして、簡単にお一言ずついただけますと幸いです。

それでは、最初に、東京大学特命教授、相田先生、よろしくお願いいたします。

【相田構成員】 先ほどから御紹介いただきましたように、親会の主査を務めております東京大学の相田でございます。いろいろ検討のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。

次に、主婦連合会会長、河村先生、お願いいたします。

【河村構成員】 主婦連合会の河村です。消費者団体、消費者の立場から意見を述べていきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。

次に、一橋大学副学長、一橋大学大学院法学研究科教授、野口先生、よろしくお願ひいたします。

【野口構成員】 御紹介ありがとうございます。一橋大学の野口と申します。行政法を専攻しております。貴重な機会に参加をさせていただきましたことに心より御礼申し上げます。

私は、日頃から行政の仕組みづくり、制度改正などに興味を持って取り組んでおりますので、今回は、電気通信番号の犯罪利用対策、悪用を防止して、正しい安全な利用を確保するための制度の在り方、より具体的には、恐らく電気通信事業法の見直しの議論になると思えますけれども、そのような議論に参加をさせていただきますことに感謝をして、幾ばくでもこのワーキングに貢献できるような議論をしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。

続きまして、電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授、藤井先生、よろしくお願ひいたします。

【藤井構成員】 藤井でございます。この特殊詐欺に対する電気通信番号の利用については、なかなかたちごっこで、対策が取れていないというところが課題ではないかと思っております。何らかの形で先行して、たちごっこになる前にできる対策というところも含めて考えていけるとよいのではと思っております。何らかの貢献ができればと思っておりますので、議論に加えさせていただければと思えます。よろしくお願ひいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。

それでは、最後に、東京都立大学法学部教授、星先生、よろしくお願ひいたします。

【星構成員】 都立大学の星でございます。このたびこのような貴重な機会をいただきましたことに感謝申し上げたいと思えます。

私自身、刑事法を専攻させていただいておりますけれども、残念ながら、電気通信網というのが犯罪インフラとして重きが置かれているといえますか、重要な役割を果たしてしまっているという現実が生じている中で、それに対する対策として、その基本の識別といえますか、アイデンティファイのツールである電気通信番号の在り方ということについて、私自

身、これまで正直あんまり考えたことのなかったところもあるんですけども、これを機会に、どういった対応がなし得るのか、私なりに考えてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。

なお、中央大学国際情報学部教授、石井先生におかれましては、本日御欠席となっております。

また、本ワーキンググループですが、8名の構成員のほか、警察庁の刑事局捜査支援分析管理官にオブザーバー参加をしていただいております。

それでは、これ以降の議事進行に関しましては、森主査にお願いしたいと存じます。森主査、よろしくお願いいたします。

【森主査】 ありがとうございます。

先ほども少し申し上げましたが、本ワーキンググループでは、特殊詐欺等の電気通信番号を利用した犯罪対策につきまして、最近の動向を踏まえて、専門的な観点から集中的に検討することを目的としております。構成員の皆様におかれましては、闊達な御議論のほどいただければと思います。

それでは、早速議事に入ってまいります。まず、事務局から、電気通信番号制度の現状について御説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。

それでは、資料1-2、電気通信番号制度の現状に関しまして、事務局から説明をさせていただきます。

まず、電気通信番号の犯罪利用への対策に係る背景の御説明でございます。特殊詐欺等の電気通信番号を悪用した犯罪に関しましては従来から存在してございまして、深刻な状況が続いているところでございます。

こちら、表示させていただいておりますグラフですけれども、こちらは警察庁さんが発表されてございます特殊詐欺の認知状況に関しまして、事務局にてグラフ化させていただいたものでございます。こちらのグラフを見ていただければと思いますが、特殊詐欺に関しましては、平成16年頃に匿名プリペイド携帯電話による詐欺が大きく発生してございまして、その後、携帯電話不正利用防止法の施行等により、一時的には平成21年頃に若干減ったところではございますが、その後もレンタル携帯ですとか、固定電話の電話転送サービスですとか、050IP、国際電話番号といったところで、数々と電話サービス、これまでも

何度も移り変わってございまして、そちらに関して警察庁、総務省等で対策を講じては、新たな手段が生じて、犯罪による悪用が繰り返されるというところでございます。

また、最近におきましては、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者が、特殊詐欺に使われると知りながら電話回線を提供したとする詐欺ほう助の罪で逮捕・起訴され、また、判決に至った例も存在してございます。

これらを踏まえまして、電気通信番号の犯罪利用に対する有効な対策、具体的には、予防的な対策及び事後的な対策に関して検討を行う必要があるような状況でございます。

続きまして、3ページでございます。こちら、電気通信番号制度の概要となっております。電気通信番号制度ですが、令和元年に施行されておりまして、これらの現在の制度ですが、電気通信番号を使用する全ての電気通信事業者は、電気通信番号使用計画の認定を受けることが必須とされてございます。

なお、総務大臣に関しましては、番号の種別、番号の使用条件等を定めた電気通信番号計画を公示してございます。

なお、認定の種類ですけれども、まず、電気通信番号を総務大臣から直接指定を受ける事業者、今、表示させていただいている図の左のほう、「指定」と書かれているところでございますけれども、こちらに関しましては、電気通信番号を総務大臣から直接指定を受け、また、電気通信番号使用計画の認定を受けている事業者でございます。

また、電気通信番号に関しましては、総務大臣からではなく、ほかの卸元事業者から入手し、電気通信番号使用計画のみの認定を総務大臣より受けている事業者もございます。

さらに、総務大臣が作成しました標準使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成しまして、認定を受けたとみなされる事業者、いわゆるみなし認定事業者という者もございません。

それぞれ電気通信番号の指定を受けた事業者、電気通信番号の指定を受けずに電気通信番号使用計画のみ認定を受けた事業者、みなし認定とされた事業者の令和6年3月末時点での事業者数に関しましては、右下に表示させていただいてございます。

続きまして、電気通信番号使用計画の認定の流れと違反時における法律上の担保について御説明させていただきます。まず、認定の流れでございます。オレンジ色が総務大臣において対応する事項、青色が電気通信事業者において対応する事項となっております。

まず、認定の流れでございますが、電気通信番号使用計画につきまして、電気通信事業者が認定申請をいたしますと、総務大臣におきまして、欠格事由への該当性と認定基準への適

合性について審査させていただきます。審査後、電気通信番号使用計画を認定し、電気通信番号の指定を受けたいという場合は、電気通信番号の指定を同時に行います。

なお、こちらに関しましてですが、こちらの違反時に対する法律上の担保ですけれども、認定を受けずに電気通信番号を使用した役務を提供していた場合に関しましては、電気通信事業法第50条の2第1項違反となりまして、200万円以下の罰金となっております。

また、一度認定を受けた電気通信番号使用計画ですけれども、何らかの変更が生じる場合に関しましては、電気通信事業者のほうで電気通信番号使用計画の変更認定というものを行います。この変更認定申請に関しましては、総務大臣のほうで欠格事由の該当性と認定基準への適合性について審査させていただきます、変更認定を行います。

こちらに関しましては、違反時ですけれども、変更の認定を受けずに電気通信番号を使用した役務を提供していた場合に関しましては、電気通信事業法第50条の6第1項違反となりまして、200万円以下の罰金となっております。

また、認定を受けた電気通信番号使用計画と異なる役務を使用した場合、こちらに関しましては、適合命令の対象となっております、この適合命令を行って、従わなかった場合、その場合に関しましては、認定の取消しの事由に該当いたします。

その他認定の取消し事由に関しましては、表示しております下段のところ、4つ記載してございます。

続きまして、電気通信番号使用計画の認定の基準について御説明させていただきます。電気通信事業法第50条の4におきましては、総務大臣は、認定の申請があった場合、その申請に係る電気通信番号使用計画が当該条項に掲げる要件に適合していると認めるときは、認定をしなければならないと定めてございます。電気通信番号使用計画の認定の基準に関しましては、電気通信番号の使用の必要性、公平性、効率性の観点から規定してございます。

こちらに、電気通信事業法に規定します認定基準と、それらに関する認定基準について記載してございます。まず、電気通信事業法に規定する認定基準でございますけれども、電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切であること、また、指定を受けようとする利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし指定可能であること、その他総務省令で定める条件に適合していることというところが、電気通信事業法第50条の4に定められてございます。

また、電気通信番号計画でございますけれども、こちらに関しましては、電気通信番号に

より電気通信設備または電気通信役務の種類もしくは内容を識別できるようにすること、電気通信番号の使用は電気通信役務の提供のために必要なものに限ること、利用者が公平に電気通信番号を使用できるようにすること、電気通信番号の効率的な使用を図ること、利用者設備識別番号については、使用に関する条件によることと定めてございます。

また、電気通信番号規則に規定する認定基準としましては、指定を受けようとする利用者設備識別番号が電気通信役務の提供に必要なかつ合理的であること、指定を受けようとする番号区画の固定電話番号が、相当程度の需要が見込まれ、役務提供計画に確実性があること、また、付番に関する事項が、利用者に対し公平性を確保し、効率的な利用者設備識別番号の使用を確保していること、電気通信番号の管理に関する事項が、卸電気通信役務の提供の観点からも適切であることと定めてございます。

さきにも述べましたけれども、電気通信番号使用計画の認定基準に関しましては、今御説明させていただきましたとおり、電気通信番号の使用の必要性、公平性、効率性の観点から規定しているところでございます。

続きまして、認定後の対応でございます。認定を受けた電気通信事業者に関しましては、認定後の対応としまして、電気通信番号の使用状況について年1回報告することが定められてございます。総務省におきましては、この使用状況報告に基づきまして、事業者リストを作成いたしまして、総務省のウェブページに公開してございます。

なお、この使用状況報告に関しまして違反した場合における法律上の担保としまして、報告を行わなかったとき、もしくは虚偽の報告を行ったときに関しましては、電気通信事業法第166条第1項違反としまして、30万以下の罰金となっております。

なお、現在表示しておりますが、電気通信番号の指定事業者、非指定事業者、みなし認定事業者が行う使用状況報告の内容に関しましては、下の表にまとめてございます。

こちら、簡単に説明させていただきますが、全ての事業者に関しましては、使用する電気通信番号の種別に関して報告していただいております。

また、卸元事業者に関しましては、電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者であって、電気通信番号がほかの事業者から卸提供を受けている事業者に関してのみ記載をしていただいております。ただし、みなし認定事業者は記載する必要はありません。

また、電気通信番号使用計画の作成状況というところで、こちらはみなし認定の対象事業者にのみ報告をしていただいております。

番号の使用数に関しましては、全ての事業者が報告対象となっております。また、卸

提供を行う番号数に関しましても、全ての事業者から報告をいただいております。ただし、電話転送役務の提供数に関しましては、みなし認定事業者は報告の対象となってございません。

また、電気通信番号に関してですが、未使用数に関して、認定事業者、非指定事業者、みなし認定業者、その3者から全ての事業者から報告を受けているところでございます。

その他の内容に関しましては、表示のとおりとなっております。

続きまして、7ページ目と8ページ目でございますけれども、こちらに関しましては、自ら指定を受けた利用者設備識別番号に係る報告と、卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者識別番号（みなし認定以外）の報告様式、卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号、みなし認定事業者に係る報告様式、それぞれについて表示させていただいているところでございます。

続きまして、総務省におけるこれまでの特殊詐欺への対応というところで、電気通信番号制度に関して行ってきた特殊詐欺への対応について御説明させていただきます。

まず、1点目でございますが、固定電話番号における電話転送役務提供に関する法整備でございます。こちらに関しましては、情報通信審議会におきまして、事業者ですとか一般消費者の意見も聞きながら、固定電話番号を使用する電話転送役務に関する検討を実施しておりまして、平成30年9月に答申をいただきまして、それを踏まえて、令和元年5月14日に電気通信番号計画を制定してございます。

この内容に関してですけれども、契約締結の際に、固定電話番号に係る電話転送役務の契約締結の際に、利用者の本人確認及び活動の拠点確認を義務づけてございます。また、卸状況の報告について報告を規定してございます。

続きまして、電話番号・電話転送サービスの提供ルールの制度化でございます。こちらに関しましては、令和3年12月の情報通信審議会の答申を踏まえまして、業界団体及び主要事業者が参加する電話番号・電話転送サービスに関する連絡会というものを開催いたしまして、そちらで電話番号・電話転送サービスの提供ルールの制度化について議論させていただきまして、電気通信番号計画を改正いたしました。こちらに関しましては、令和5年1月1日から施行しているものでございます。

具体的な内容ですけれども、電気通信事業者が卸電気通信役務であることを特定した契約を行う場合に関しては、真ん中左側に示させていただいておりますが、卸先電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることというものを確認することが番号計画

に定められてございます。

さらに、卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することに合意することに関しても、確認することを電気通信番号計画に定めているところでございます。

また、卸電気通信役務ではなく、契約約款等による契約の場合は、利用者が提供を受ける電気通信役務を自らの電気通信役務の用に供する場合には、契約約款等において、電気通信番号の使用に関する条件を遵守するように要請することが定められてございます。

また、提供を受ける電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること等を提供元の電気通信事業者に申告することに関しても定められてございます。

11 ページ目ですけれども、電気通信番号制度以外におきまして、総務省においてこれまで特殊詐欺への対応として行ってきた内容でございます。こちらに関しましてですが、特殊詐欺対策としましては、総務省は電話を所管するという立場で、以下の3本柱で電話の悪用対策を実施してきております。

まず、対策の柱1本目でございますが、こちらは、携帯電話不正利用防止法の執行、対策の柱2つ目、犯罪収益移転防止法の執行、対策の柱3つ目、電話番号の利用停止措置の運用でございます。

まず1つ目、携帯電話不正利用防止法の執行でございますが、こちらに関しては、携帯電話の契約時の本人確認の義務づけを行ってございます。また、総務大臣は、本人確認義務を履行していないキャリアショップ等に対して、是正命令の発出ができることとされてございます。

また、犯罪収益移転防止法の執行に関してですけれども、電話転送サービス事業者等に関しまして、顧客等の本人確認を義務づけてございます。また、国家公安委員会からの意見陳述も踏まえまして、総務大臣は、義務違反の事業者に対して是正命令を発出できることとなっております。

最後、電話番号の利用停止措置の運用でございます。こちらに関しましては、この後、業界団体であるTCAさんからも御発表をいただきますけれども、総務省から事業者団体であるTCAさん、JUSAさんに通知を行いまして、それに基づきまして、県警等からの要請に基づいて、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止、悪質な利用者への新たな電気通信番号の提供拒否を実施してございます。

これらに関しましては、現在、電気通信番号制度以外での対応となっておりますが、御紹介をさせていただいたところでございます。

以降、参考としまして、電気通信事業法の参照条文を記載させていただいているところがございます。

事務局からの説明は以上となります。

【森主査】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

では、私のほうからお尋ねしたいと思いますが、御説明をいただきました資料の5ページに認定基準のことが書かれていまして、6ページに認定後の認定事業者のやるべきことというのが書かれているんですけども、やはりこれを拝見していますと、犯罪利用に関するものが認定基準にも入っていないと、ちょっと見た感じ的に思いますし、認定後の対応も、虚偽報告とか報告を行わなかったときというのはあるんですけども、犯罪的な利用を行ったことについての要件といたしますか、事後ですから、犯罪的利用に使われたらどうなるかということについての内容がないと感じましたが、それはそのような理解でいいでしょうかということを確認させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。ありがとうございます。森主査から御指摘いただきましたとおり、電気通信番号使用計画の認定の基準、こちらに関して、犯罪利用に関しての審査とか、該当性の確認とか、そういったところはしていないところがございます。

また、報告内容、使用状況報告に関しましても、報告を行わなかったとき、もしくは虚偽の報告を行ったときに関しましては違反となるというところはございますけれども、仮に犯罪利用しているとか、そういったところに関して、何かしら報告の事項として求めている事項はありませんので、そういったところに関して把握はできないといったところとなっております。

【森主査】 ありがとうございました。よく分かりました。

それでは、引き続き大谷さんからお願いいたします。

【大谷主査代理】 大谷です。ありがとうございます。事務局の説明いただいたことと、今の森主査からの御質問で明快になったと思うんですが、具体的に、認定事業者が悪用したという例で、2ページのところに一昨年の事案の報道を掲載させていただいているところですが、こちらは、例えば、使用状況報告が漏れていたとか、そういう別の理由で何か罰則の適用を受けたのでしょうか。つまり、この事案はその後どのように対応されたのかといった

ことについて情報をお持ちでしたら、御紹介いただければと思います。よろしく願いいたします。

【森主査】 それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。御質問ありがとうございます。2ページ目に記載させていただいております事業者の逮捕報道に関しましてですけれども、これらの事業者に関しまして、使用状況報告がなかったのか何かしら罰則を求めたとか、そういったところは実際のところはどうもございませんで、こちらに関しては、現状、引き続き電気通信番号使用計画の認定を行っているというような状況でございます。

【大谷主査代理】 ありがとうございます。そういう状況なんですね。御回答ありがとうございます。ありがとうございました。

【森主査】 ありがとうございます。

それでは、引き続き河村さんから御質問をお願いいたします。

【河村構成員】 ありがとうございます。固定電話を使用したものについての質問なんですけれども、固定電話に関するところは、専ら転送電話の例が書かれておりますし、棒グラフのところでも、固定電話番号を利用した電話転送サービスというふうになっているんですが、私の質問は、転送電話ではなくて、普通の固定電話で、卸とかが絡んでくると思うんですけれども、転送じゃない固定電話で本人確認等の問題から犯罪に利用されたというようなケースとか、そういうものは存在しないのでしょうか。

【森主査】 ありがとうございます。存在すると思いますが、事務局から御説明いただければと思います。

【中田番号企画室課長補佐】 河村先生、御質問ありがとうございます。御質問の内容は、固定電話の転送によらない、単純な固定電話での犯罪利用があるかどうかということかと認識してございますけれども、こちらに関しては、実際のところ固定電話を使用した詐欺だったのか、固定電話を使用した電話転送サービスによる詐欺だったのか、そういったところについての詳細については、総務省では把握はしていませんので、この後、もし警察庁さんのほうでお分かりになるのであれば、警察庁さんのほうでお話をいただければと思っております。

【警察庁（道家）】 すみません。では、警察庁から若干補足させてもらってもよろしいでしょうか。

【森主査】 お願いいたします。

【警察庁（道家）】 具体的に詳細を把握しているわけではありませので、ゼロではない可能性もあるんですけども、ただ、基本的には、犯人の心理等を考えますと、普通の固定電話ですと自分の拠点がばれてしまいますので、恐らくそういったことをする率は低いのかなど。やはり犯人側というのは、自分たちの拠点を隠して、匿名でやりたいというのが本来の彼らのニーズというか、やりたいことなので、わざわざ自分の拠点がばれるような普通の固定電話を使うというのはおよそ考えづらかなかというふうに思われます。

以上、補足でした。

【森主査】 ありがとうございます。

河村さん、いかがでしょうか。

【河村構成員】 今のところは分かりました。要するに、それを犯罪に利用されないためにはどこを押さえればいいのかと考えたときに、固定電話だったら、ほぼ専ら転送電話サービスということになるのかどうかを引き続き考えていきます。

すみません。以上です。

【森主査】 ありがとうございます。なかなか、私もあると思いますと言っちゃいましたけれども、どうしてかという、やっぱりこの問題って、銀行口座とかと同じように考えられるんじゃないかなと前から思っておりまして、これもまた銀行口座を開設するとなると、本人確認をかなりしっかりやっているわけですが、それにもかかわらず悪用されることがあって、それは結局、犯罪的に利用したときには日本にいないというような人たちがつくっているということによってそうなっておりまして、電話の場合とは何となく事情が違いそうだなということは推測できたんですけども、ちょっとその辺りも含めて引き続き考えていきたいと思います。重要な御質問だったと思います。ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【野口構成員】 森先生、すみません。一橋大学の野口と申します。

先ほど大谷先生の御質問にもあった点が私も気になっていて、恐らくそうなのだろうなと思いつつ、あえて御質問をさせていただきたいと思いますが、本日の資料の2ページ目に御紹介をいただいた新聞記事の事例があったかと思いますが、あのような事例に接したとしても、電気通信事業法上用意されている、計画の認定を受けた者に対して法律上用意されている適合命令であるとか、または検査でありますとか、認定の取消しといったような、法律上用意されている行政的な手だてでは対処することが難しいというふうに判断をしてよろしいんでしょうかというのが私からの質問です。よろしくお願いいたします。

【森主査】 ありがとうございます。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 野口先生、御質問ありがとうございます。今し方御指摘いただきましたとおり、こういったような事例があったとしても、現在、電気通信事業法で規定されてございます電気通信番号制度において、認定の取消しというのはなかなか難しいというような状況でございます。

ですので、こういった今回のような事例に関しまして、今後こういったような対応をしていくべきかどうかというところは、構成員の皆様方にぜひ御意見をいただきまして、最終的に電気通信番号政策委員会、情報通信審議会に答申として提言させていただくような、そういったような報告を、議論をしていただければと考えてございます。

【野口構成員】 ありがとうございます。様々な手だてが重なる形で行われたいけないので、当然ながら、刑事的な世界でどういうふうに対処するのかということも見ていかないといけないと思いますけれども、軸となる電気通信事業法という法律があるので、その中で行政法的な手だてというのをやはり考えていくという議論をしないといけないのかなと思いました。ありがとうございます。

【森主査】 ありがとうございます。 それでは、引き続き藤井先生からお願いいたします。

【藤井構成員】 藤井でございます。ちょっと関連するところなんですけど、2ページのところに犯罪利用の例が幾つか出されているかと思っています。これ、事務局さんへの質問になるかと思うんですが、これらの会社は番号使用計画の認定はきちんと受けられて、毎年の報告もされた上でこういうことをやっていたのかというところが質問になります。よろしくをお願いします。

【森主査】 それでは、事務局からお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 藤井先生、ありがとうございます。質問は、逮捕報道がある事業者に関しては、認定をきちんと受けられていて、使用状況報告がちゃんと毎年度提出されているかどうかというところでございますけれども、これらの事業者に関しましては、認定を総務大臣から行ってございますので、電気通信番号使用計画の認定の内容、記載されている内容に関しましては、特段問題はなく、認定の審査基準、そちらの適合したものとなっております。

また、使用状況報告に関してですけれども、実はこの表示されている者に関しては、必ず

しも毎年度報告を受けているかという、そういったわけではなくて、現在、総務省のホームページに使用状況報告の提出リストというものがございまして、そちらには、一応、直近の報告を期日までには提出してこなかった者という形で表示をさせていただいているところでございます。

ですので、電気通信番号使用計画の使用状況の報告、そちらが毎年度行われているかというところに関しては、必ずしもされているわけではないと。ちょっと繰り返しのようになってしまっていますが、そういったような状況でございます。

【藤井構成員】 承知しました。その辺りで、報告が出てこなかったときに対策が取れる可能性があるかなと思いましたが、出していないところ全部が悪い会社だとは思えないので、その辺りのところは今後引き続きどういうふうにしていくか、考えていければと思っております。ありがとうございました。

【森主査】 ありがとうございました。確かにそういう考え方もいけるとは思いますが、ただ、やはり向こうもなかなか犯罪的利用によって、かえって一般事業者より資力があつたりいたしますので、もしかすると難しいかもしれないなと思いつつ伺っておりました。ありがとうございました。

それでは、引き続き相田先生からお願いいたします。

【相田構成員】 ありがとうございます。先ほど森主査からコメントいただいた、この計画の中で犯罪利用等に関する規定がないということについて、ちょっとだけ私の知っているところでコメントさせていただきますと、先ほどほかにもコメントありましたけれども、親法というんでしょうか、電気通信事業法に役務提供義務ということが書かれていて、電気通信事業者は、かなりの理由がないと役務提供を拒むことができないということとされております。それで、特に電話につきましては、ユニバーサルサービスということで、それが非常に厳格に運用されているということのようございまして、技術的にできないとか、あともう一つ、料金不払いでというのめかなり正当な理由になるようなわけですけれども、それ以外の理由でなかなか役務提供しなくていいということを総務省さんとしても言うことが難しいというようなことが現状のようです。まさに今回、犯罪利用を防止するということが役務の提供を拒否する理由として認められるのかどうかということについて、ぜひ皆さんに今後、御意見いただければというふうに思います。

以上です。

【森主査】 ありがとうございました。重要な御指摘をいただいたと思います。

今の御意見は特に事務局に対する御質問ということではなかったと思いますので、今後、皆様との議論の中で明らかになっていけばいいと思っておりますが、私もその点につきまして以前からちょっと感じておりますのは、要するに、ユニバーサルサービスというのは、国民の一人一人がそれを使えないと困るということですので、エンドユーザーが使いたんだといったときに、それを誰かが使わせてあげるということは必要だと思うんですけども、ここで問題となっているのは、エンドユーザーじゃなくて、指定事業者とか、非指定事業者とか、みなし認定事業者とか、そういう上流にいる人たちがどうなのかというお話ですので、もしかすると役務提供義務とかと分けて考えることができるんじゃないかなと思っております。ありがとうございます、ちょっとその辺をこのワーキングでの検討を通じて考えを深めていきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、引き続き星先生からお願いいたします。

【星構成員】 ありがとうございます。すみません、お時間ないところ。ちょっと3点ばかり、機会をいただきましたので、簡単なコメントをさせていただければと思います。

まず、事務局の御説明、本当にありがとうございます。それから、今までの先生方の御議論も伺っていて、なるほどと思っていたんですけども、確かにこの電気通信番号制度ですか、これの認定というのは、番号資源の適正な利用ということは当然のことと考えていたわけだったと思うんですね。その際に、提供される役務の内容は適正なものであるということが当然の前提といいますか、そういうことを悪用されるということは考える必要はそれほどなかったのかもしれないんですけども、今そうではなくなっているという状況が生じているんだろうなと。

やっぱり世間的にも、特に認定というのが番号資源の適正な利用ということのはずなんですけれども、それ以上に、犯罪に利用されていない適正な利用というところも恐らく認定してくれているんだろうなという、仮にそういう期待みたいなものがあるのであれば、やっぱり現行法の電気通信事業法の中でも、そこの担保というものはある程度必要になってくるのかなというようなことを感じた次第でございます。それが1点目でございます。

あと2点、ひょっとしたら先走ったことを話してしまうことになるのかもしれませんが、私の悪い癖ですので、もし不適正なコメントだということであれば流していただければと思うんですけども、1点目ですが、仮に今後、犯罪利用があったよねということで、何らかの対処を認定事業者にするという場合に、現在は報告しないとか虚偽報告への制裁はあるけれども、それが直ちに犯罪利用と結びつくわけではないというのは先ほど御議論にあっ

たかと思うんですけれども、それに加えて、その対処の内容として、例えば認定の取消しということだけで、犯罪利用にされてしまいかねないというところへの抑止力、制裁となり得るんだろうかというようなところ、やっぱりそこもちょっと考えていく必要があるのかなということを若干思いました。

逆に、認定取消しの事由として、犯罪に使わないことということは、ある意味、逆に言うところとヒントを与えるようなもので、短期間で認定取消しを受けるまで稼いで、それこそまた別のところに行っちゃってといったようなものを抑えられるんだろうかというような問題が、例えば出てき得るのかなというようなことを思った次第です。

最後ですけれども、長くなって申し訳ないんですけれども、あと、いかなる場合に対処事由を構成するのかということで、2ページに詐欺のほう助の事案、提供いただいていますけれども、実際、起訴されてということになりますと、現実、相当程度ハードルが高いといえますか、証拠上の問題であるとか、証拠収集の問題であるとか、あるいは当罰性の高さというところで、実際には、この事案でも不起訴処分になったという関与者がいるという報道内容になっておりますけれども、ですから、これ、番号の不適正、犯罪利用の抑止という意味での対処事由というのは、やっぱりユーザー認定の話ではなくて、不適正利用の防止という観点から、どういった場合に対処事由を構成するのかということも考えていく必要があるのかなということを思った次第でございます。

ありがとうございました。以上でございます。

【森主査】 星先生、ありがとうございました。いずれも重要な御指摘をいただいたと思います。

それでは、委員の皆様から御意見をいただきましたので、次の議題、関係者ヒアリングに移っていきたいと思います。

本日は、警察庁様から電気通信番号を使用した犯罪の動向について、一般社団法人電気通信事業者協会から事業者における電気通信番号の犯罪利用に対する取組について、それぞれプレゼンをいただく予定でございます。

まずは、警察庁刑事局捜査支援分析管理官付理事官の道家様、先ほどもタイミングよく補足をいただきましたけれども、資料に基づきまして御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【警察庁（道家）】 先ほども御紹介いただきました、警察庁刑事局捜査支援分析管理官付の理事官をしております道家と申します。現在、捜分官自身も空席でございますので、僭越

ながら、私、理事官ですけれども、発表させていただきます。

現在、スライド1－3があるかと思えますけれども、順次発表させていただきます。

まず、特殊詐欺被害の推移ということで、現在、棒グラフ等が出ているかと思えますけれども、特殊詐欺、これを端的に説明させていただきますと、主に電話を介しまして、直接対面することなく相手をだます詐欺のことでありまして、この特殊詐欺の被害者の大多数は65歳以上の高齢者世代でありまして、特に今後超高齢化社会を迎える我が国にとってはとても深刻な問題となっております。

これは、グラフのとおり、最近、特殊被害は高い水準で続いており、大変厳しい状況にあります。

この犯人グループは、こういった警察の捜査が利用者にたどり着かないように、電話転送の契約を偽造免許で行うなど、周到に匿名電話の仕組みを構築しているので、特殊詐欺はそういった実行犯を検挙することが大変難しい犯罪となっております。

このため、特殊詐欺の被害を避けるには、こういった犯人に電話を渡さない、あるいは犯人が使っている電話を停止するといったような予防的対策が重要となっているところであります。

すみません。ちょっとここは構成員限りとなっておりますけれども、こういった電話が使われているかということを説明しております。初期の頃、こういった電話の悪用防止対策としましては、御紹介もありました携帯電話の不正利用防止法の立法等がありましたが、最近はこの悪用の対象が固定転送電話ですとか、あるいは050IP電話といったような電話にシフトしてきたこともありまして、こういった新しい被害に対する対策を忠実に進めております。

総務省様をはじめとしまして、関係省庁や事業者の皆様と連携しまして、犯行に利用された電話番号の利用停止などを推進している一方、また、犯人グループは、こういった固定電話の番号対策が進むと、使用する電話を次々と替えております。例えば、050IP電話などに替えるといった対策をしておりますので、警察はもちろん、事業者さんにおかれましては、粘り強くこういった強い取組が必要となっております。

そこで、昨年、令和5年におきましては、主に2つの対策を打っておりますけれども、まず1点目は、改正の携帯電話不正利用防止法の施行規則が、今年、令和6年4月から施行が決まっております、それに先立ちまして、昨年のうちから、こういった各事業者におかれましては、こういった050電話の本人確認というものが開始されております。

また、こういった悪質な電話転送事業者が保有します電話番号に関しましては、在庫を含めまして一括停止するということが可能になりました。こういった対策の大きな進歩がありまして、国内電話の悪用というのは大きく減少したところであります。

他方で、棒グラフの黄色にありますとおり、他方では、最近、この黄色にあります国際電話というものの犯行が増えておりますが、この背景には、これまで進めてきました国内電話の番号が使いにくくなったということが理由にあるんじゃないかと推測されるところであります。

ただし、一方で、令和5年下半期と令和6年5月24日現在のグラフの青色の部分を見ていただきますと、固定電話につきましては、この悪用につきましては、令和5年の下半期以降、再び増加する兆しが見られるところであります。

それから、次のスライドですけれども、典型的な悪質事業者の仕組みですけれども、まず、①にありますとおり、キャリアから敷いた回線、O A B J 番号、0 5 0 番号等を自前のクラウドP B Xに設定します。これを、2番ですけれども、電話転送サービスをしまして、卸先事業者経由でエンドユーザーに提供いたします。そして、この悪質事業者が偽名で契約できる環境をつくっているため、サービスを契約したエンドユーザーは、特殊詐欺の実行犯として匿名で被害者に電話することができる。こういった仕組みになっております。

また、間に卸先事業者が入ることによりまして、この回線機材を持っている上位の悪人ですけれども、上位の事業者には捜査が及びにくく、不正契約が行われた責任を下位の事業者に負わせるといったことも可能となっております。

こういった悪質な転送事業者といいますのは、以前は管理されたデータセンターにクラウドP B Xを設置できるほど規模が大きく、電気通信番号の使用計画の認定を取るなど、周到的な事業運営を行っていらしたので、自分が捜査対象となり、事業が継続できなくなるということ避けようとしてきたということがあります。

次の画面ですけれども、この画面のグラフでは、幾つか系統別事業者を示しておりますけれども、青色系統の事業者というのが、今申し上げました旧来型の大規模な悪質事業者のグループでありまして、黄色マークがついていますけれども、これが認定を取得したことを表しております。

これらの事業者は、ホームページを持って一般の顧客を募集するなど、普通の事業者を装っていましたが、本質は悪人でありまして、これら事業者の代表者が詐欺ほう助等の犯罪で逮捕されるといったケースも複数あります。ただし、個人が逮捕されましても、会社自体が

解散された例は少なく、登記上は存在することが多いと把握しております。

我々警察としまして、懸念ですけれども、まず、今、鳴りを潜めておりますこれら老舗の大規模な悪質事業者が、番号利用停止ですとか、あるいは番号の販売拒否など、様々な規制の期間が満了した暁には、経営者とか社名を変えるなどして、また復活するといったことがあることも懸念しております。

他方で、こういった青色にありますような大きな事業者が、検挙ですとか番号停止などによって活動できなくなった今では、グラフ上は赤とか黄色で示しておりますような小規模な事業者が次々と参入しております、在庫一掃停止を受けると、また次の事業者が参入する、入れ替わるといったことで、こういった電話番号の供給量を維持しているといったような様子が窺われます。

令和元年から4年までの間には、こういった中心的位置にあったのは、この6グループ、青色6グループに比べまして、5年から6年の間にはこの12者が現れております。このように、短期間でこういった需要に応じてきているというのが最近のスタイルであります。

これらの中には、旧来の大規模悪質事業者が黒幕となって、闇バイト的に代表者を募って、名義を借りて、こういった小規模な転送事業者を開業するといったケースが複数含まれております。

また、このように、警察が本当の黒幕にたどり着かないように、表の社員と黒幕の接点が隠蔽されている。その結果、実際社長が契約にタッチしないといったケースも普通に見られます。

甚だしい例では、番号の契約当時、名義人は警察の留置場に入っていたといったような例もあります。

警察の2つ目の懸念としましては、こういった使い捨ての小規模事業者が短命覚悟で大量に投入されていることでもあります。警察としましては、こういった悪質な事業者ですとか悪質なユーザーにこういった電話番号が容易に渡らないように、回線ですとか、番号契約時には、本人確認に加えまして、契約を申込みに来ている本人の当人性ですとかの確認を適切に行っていただくことや、あるいは、事業実績を確認しまして、卸提供を行う番号数を変えていただくといったことが必要でないかと考えております。

最後、まとめですけれども、携帯電話、固定転送電話、050IP電話など、全ての仕組みを通じまして、これまで約10万件に及ぶ電話番号の利用停止をしてきましたが、こういった電話の悪用というのは依然として続いており、特殊詐欺の被害も減らせずしております。

こういった対症療法としての利用停止の取組には限界があり、どうしてもいたちごっことなりますので、警察としましては、マーケットの自浄能力が対策のもう一つ柱になっていくことに期待しております。

例えば、認定取得済み事業者が悪質事業者であった場合には、認定取消しを含めて、こういったマーケットから排除できるような仕組みを構築できないものか。

また、特殊詐欺の犯人グループに、こういった何年にもわたって番号を提供し続ける事業者が認定をもらっているといった状況というものも、これはマーケットに誤ったメッセージを送るんじゃないかと考えております。

また、他人の名義を使用するなどして、短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者にこういった大量の番号が販売されないような仕組みというものの構築も検討できないものでしょうか。例えば、黒幕の中に1,000番号を持っているような大規模な事業者が在庫一括ダメージを受けると、それはダメージが大きいので、これはリスク分散として100番号規模の事業者を10用意するのがよい。そんなふうにくそぶくような者もいるそうです。

事業者が契約の申込みに来た顧客全員を見分け、独自の判断でもって役務の提供を拒むということは多分難しい、限界があるでしょうから、こういった悪人の参入抑止には、電話転送を行おうとしている顧客等に回線や番号を提供する際に、やはり本人確認ですとか当人確認を行う仕組みですとか、あるいは、番号販売時における使用計画の認定を受けていることの確認をより厳格に行える仕組みを導入することなどが有効でないかと考えております。

こういった悪質事業者ですとか実行犯にこういった電話番号が渡ってしまいますと、これを取り上げるのに大変長い時間と労力がかかります。この部分にかかります労力が過大になることを防止するために、また、電話のマーケットの安全性、それから健全性を守るために、そして、何よりもこういった特殊詐欺のような卑劣な犯罪を社会が一体となって撲滅していくためにも、どうか皆様の前向きな検討をお願いしたいと思います。

私からは以上となります。

【森主査】 道家様、御説明ありがとうございました。かなり実態が生々しく理解できたように思います。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

では、私からちょっと御確認でお尋ねしたいと思うんですけども、関係者限りのことに

はなってしまうんですが、3枚目で御説明いただきました大規模事業者と申しますか、一次卸と書かれているところですね。あまり詳しく説明できないんだと思うんですけども、その一次卸事業者、悪質というところがありました。要するに、次の4ページ目の年度別のところを拝見しますと、これがいなくなった。つまり、事業に対して一定の初期投資みたいなのをしなきゃいけない人たちが姿を消して、その代わり、その下流の二次、三次のところが増えているという、全体としてそういう御説明かと理解しましたが、それでよろしいでしょうかということが1つお尋ねしたいことです。

もう一つは、5ページ目のまとめのところ、市場の自浄能力というふうにお書きいただきましたけれども、市場の自浄能力ということは、これは御趣旨としましては、上流と下流というものが電気通信番号の市場を構成しているわけですが、上流側で事業者が選択と申しますか、よくない悪質な事業者に卸せない、卸さないようにできないかという御趣旨で市場の自浄能力と書かれているのでしょうかということが2点目の御質問です。よろしくお願ひします。

【警察庁（道家）】 御質問ありがとうございます。まず、質問の1点に關しましてですけれども、これは上流、下流とか二次、三次ということではなくて、そもそも参入するかどうかということが問題になっておりますので、先ほどの話でいきますと、大規模グループ小規模グループという話がありましたが、これに關しましては、一次に相当します大本のところですが、この規模が縮小しているということが言えます。

つまり、相手のカモフラージュどころというよりは、そもそも元になる一次事業者の規模というものが、すごく念入りにつくっているような大規模な事業者というよりは、短命覚悟で、使い捨てということ覚悟で、小規模化しているけれども数は増えているといった部分が今回の説明趣旨でありました。

それから、もう1点目ですけれども、自浄能力に關しましてですけれども、これもやはり卸どころではなくて、一旦悪人の手に渡ってしまいますと、卸どころを止めることは難しいので、大本の入り口出口で、一次卸に当たります大本の悪人ですけれども、やっぱりここをいかに参入させないか、あるいは排除するかという、大本の根っこをどうするかが問題と考えておりますので、ここをちゃんとやらないと、渡ってしまいますと、それ以降、卸というものは制限のしようがないと申しますか、なかなかマーケットの中だけでこれをやるというのは難しいので、一次の事業者を参入させない、あるいは排除する。入り口出口、大本を何とかしていただく。これがやはりマーケットの自浄能力として必要不可欠じゃない

かと思っておりますし、また、こういった悪人がずっといるという、悪質な事業者に認定を与えているという状況も、やはりマーケットに対するメッセージとしてどうかと思っております。ここでありますので、ここを期待しているところであります。

【森主査】 ありがとうございます。最初のことにつきまして誤解しておりました。よく理解できました。ありがとうございます。

2番目なんですけれども、そうしますと、御趣旨としては、市場作用でということだけではなくて、法制度とかも含めたことで参入を排除していくということなのかなと思ったんですが、それでよろしいでしょうか。

【警察庁（道家）】 そうですね。やはりそれが一番ネックかなと思っておりますので、結局、卸事業者同士も悪人なので、ここの部分に関しては、なかなか市場というか、制度でもって、二次、三次の悪人同士のつながりというのはどうしようもないので、入り口出口でという部分が期待しているところであります。

【森主査】 なるほど。分かりました。ありがとうございます。

それでは、藤井先生、お願いいたします。

【藤井構成員】 藤井でございます。2ページで説明いただいた内容のところなのですが、国際電話の詐欺が最近増え始めているというお話があったかと思えます。今回、警察庁さんからの内容に関しては、どちらかという転送電話の認定に関する話が多かったと思うのですが、国際電話に対しては、こういう対策をしてほしいとか、こういう対策ができないかというのが何かあるようでしたら教えていただきたいんですが、この辺りいかがでしょうか。

【警察庁（道家）】 国際電話に関しましては、非常に難しい課題を感じておまして、国内の事業者でありましたら、日本の法制度である程度そういった縛りつけもできるんでしょうけれども、国際電話ですと、日本の法制度の外側なんで、正直難しいところがあるなとは感じております。

他方で、今現在ある手段としましては、希望する方であれば、国際電話をはじくという仕組みもあるようなので、そういった国際電話不取扱いセンターというのがございますので、そこに申し込んでいただくというのが今現在、考えられる手かなと思っております。

【藤井構成員】 ありがとうございます。どちらかという、ユーザーからの対策というのを強化していくというのが今できることなのかなというところかと思いました。国際電話からの接続というところをどう管理するか、その辺りは少し検討の余地はあるのかなと

思いました。ありがとうございました。理解できました。

【森主査】 ありがとうございました。

それでは、引き続き大谷さん、お願いいたします。

【大谷主査代理】 大谷でございます。ありがとうございます。御説明で状況の深刻さというのを再確認できたと思います。

取れる対応としては、例えば、認定基準や欠格事由のようなものを設けるというのが一つの方法として考えられるのではないかなと考えていたんですが、御説明を聞いているうちに、いや、それもなかなか難しいというか、実際に特殊詐欺などの犯人に電話番号を供給した事業者というか、個人というか、そういう人かどうかというのを特定するのがかなり難しいのではないかなという気がしたんですけれども、どのように見分けることができるのか、あるいは欠格事由のようなものを定められるとすれば、どのような表現であれば、それになくなったものになるのかというのを1点教えていただきたいと思います。

それから、2点目なんですけれども、通常の電話番号の供給事業を普通に営んでいるように見せかけていた事業者もあったということなんです、そうしますと、もし認定取消しなどになった場合に、そのエンドユーザーであって適正に使っている方について、どのような影響が及ぶのかといったことについても、分かる範囲で教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【警察庁（道家）】 1点目は判断の基準だと思うんですが、確かにおっしゃることは非常に難しいところでありまして、結果的に悪人だったというケースが多くて、特に今回のような小規模な事業者が入ってきますと、黒幕というのがなかなか初期段階では難しいといえますか、判断しづらいので、やはり申し込んでくる人の属性といえますか、いろいろな幅広い観点から、本当にこの人が電話通信事業をするのかなというところに関しましては、いろいろな信頼性といえますか、属性とか、いろいろな観点が今後議論になるかなとは思っております。

それから、もう1点ありました、何でしたっけ。もう一回お願いします。2点目の質問が……。

【大谷主査代理】 すみません。通常のホームページなどで申し込んで、適正に利用しているユーザーに対して、もし認定取消しがあった場合にどういった影響が及ぶのかということなんですけれども、これはもしかすると、事務局のほうが適切な回答ができるのかもしれないんですが、お分かりの範囲で教えていただければと思います。

【警察庁（道家）】 今までのケースでいいますと、やはり当然、悪質な事業者の中に、善意な人が少数ユーザーであることもあります。これまでも、在庫一掃ということで、悪質事業者に対しましては、ある程度ルールを決めておまして、一定数、状況を見た段階で警告とかをしておまして、エンドユーザーに対する影響等も含めて、是正措置というものをちゃんと勧告しております。その上でも直らない場合については、一括停止をしております。

そういった運用を今までも続けておりますので、逆に言いますと、一括停止をしても、要するに番号を取り上げても、そういった影響は今のところはそれほどないので、やはり悪質な事業者には悪質な事業者が大体結びつくのかなということで、おっしゃるようなケースというのは、今のところは少ないのかなというふうに見ております。

【大谷主査代理】 ありがとうございます。

【森主査】 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。

私も今のお話を伺ってしまして、一番下の他人の名義を使用するなどしてというふうにあるんですけども、短命覚悟悪質事業者が使用する他人の名義なんですけど、これはどんな人なんでしょうか。どんな人と申しますのは、全くの完全ななりすましなのか、それとも使用されるほうにも責任があるのかというようなことなんですけれども、それはいかがでしょうか。

【警察庁（道家）】 いわゆる闇バイト的なものが多くて、要は、実際申し込んでくる人自身は本人だと思ってしまうんですけども、ただ、それがあある意味、闇バイトとかに応募する形で、安易にこういった電話転送事業をやりませんかみたいな形で応募してきた人間に対しまして、悪人である黒幕があれこれ指示をして、手引きをして、こういった事業者をやらせるといったケースが最近多いようできて、闇バイト的な対策を含めまして、そういったやらせられている人をどうはじくかということは、なかなか難しい課題があるか感じております。

【森主査】 なるほどなるほど。ありがとうございます。よく分かりました。

【野口構成員】 先生、すみません。よろしいでしょうか。

【森主査】 どうぞどうぞ。お願いします。

【野口構成員】 野口です。すみません。チャットがどうしても使えないので、このような形で失礼いたします。

警察庁さんからの御報告、ありがとうございます。お伺いして、犯罪利用の中にあ

る電話番号の使われ方ということをお教えをいただき、やはり、対応が必要なんだろうということをお痛感させていただきました。

先ほど星先生が、先生は先走った話をされるとのご発言をされていたので、私も同様に先走って話をさせていただきたいと思うんですけども、この問題に対応しないといけないというのは明らかだと思うんですけども、私が興味を持っているのは、それをどこで対応するのか、ということです。具体的にいえば、刑事法の領域で対応するのか、特別法なのか、それともやはり電気通信事業法なのかということをお考えておりました。

結論から申せば、やはり電気通信事業法を見直して、必要な制度をインストールしていくという方向をお考えないといけないと思っています。そのときに多分、隘路になるのは、先ほど冒頭の総務省からの御説明にもあったように、現在の電気通信事業法の中での電気通信の取扱いというのは、認定の計画もそうなのですけども、必要性、公共性、効率性という観点から業のコントロールをするという法律であるという建前になっているところなのだろうと思われました。星先生のお話の中にもありましたけれども、そこに登場する事業者というのは、基本的には悪いことをしない善人主義で考えられていて、公共性の高い電気通信というツールをどう使うのかという配分をお考える法律であると考えられる、そうすると、電気通信事業法の世界で何かをしようと思うと、限界があつてすごく難しいということになりそうだとおっしゃっています。

あともう一つ、森先生が先ほどこの問題は銀行口座と似ているという話をされたと思うんですけども、私も同じように、直感的に銀行口座の話と似ているなと思っておりました。では、銀行口座についてどういう対応が取られているのかと見てみますと、銀行法という業法があり、その業法自体は動かさない形で、銀行口座について犯罪収益移転防止法という特別法で手だてを講じていくという、多分そういったスキームが取られている。電話番号についても、一つのやり方としてはそういったやり方もあり得るのかもしれませんが。これまでに御説明いただいた資料の中に出てきている、個々の領域で努力をして、制度を強化しているというのは、特別法だったり、刑事法的な手法を使ったりというような手だてが取られているのだと思うのです。今回、改めて電気通信事業法の目的の規定というのを読み直してまいりましたが、現在の社会の状況の中で、電気通信事業の領域の中に、例えば、電話番号といったような犯罪のツールに使われかねない、使われている、そういう危険をはらむ要素があるのであるとすると、そこは率直に、電気通信事業の世界でも、我々の安全・安心をお脅かすような事業があつてはならないわけで、これをふまえ、法律の目的規定からしっかりと見直

して、今、電気通信事業法の中に置かれている、例えば、事業者の登録、それから計画の認定、そして、認定の管理、場合によっては取消しという一連のプロセスの中で、例えば、計画を策定するのにどういう内容を報告させるのか、計画の認定を取り消すのに欠格事由をどういうふうに定めるのかを、考え直さなければならないのではないかと思います。法律は、その法律がどういう目的によって立てられている法律なのかによって、その法律のなかの制度の細かい部分が制約を受けることになると思いますので、話がよくまとまっていませんけれども、電気通信事業法の目指す目的というところも、今一度見直しをして、電話番号の問題というのも考えていくべきではないかと、そういう感想を持ちました。

まとも切り切らないまま、申し訳ありません。ありがとうございました。

【森主査】 野口先生、ありがとうございました。大変重要な御指摘をいただいたのではないかと思います。

私、この検討会の先生方、皆さん、以前から何らかの形で御一緒させていただいたことのある先生方ばかりなんですけれども、やはりこの重要な問題を解決するに当たって、様々なアイデアとか、新しい切り口とか、そういうものがどうしても求められていると思っていて、先ほど星先生からも野口先生からも、先走ったことを言うんですという話がありましたけれども、恐らくそういうことを期待されている検討会ではないかと思いますので、ぜひとも引き続き先走ったアイデアをどんどん共有していただければと思います。ありがとうございました。

それでは、もし追加の御質問、御意見等がございましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

それでは……、河村さん、ごめんなさい。お願いします。

【河村構成員】 すみません。いろいろ委員の先生方から先走ったという言葉がつけられていましたけれども、いろいろなアイデアが出されていて、私も質問といいますか、コメントのようなものなんですけれども、犯罪に利用されたとか、悪質、真っ黒な人たちが多いんだと思うんですけれども、目的規定などのお話などもありましたが、犯罪というところを専ら見るというよりも、ルール上、架空とか匿名をしてはいけないということを専ら今よりも厳しくして、二次卸、三次卸のほうになっていっても、架空、匿名のようなものを契約した人たちについての責任を、どんどん上の人たち、上の階層の事業者さんたちも負っていくということによって、ルール違反ですねということで、世の中の今の状況を是正していくというのは甘い考え方なんでしょうかという、質問というかコメントでございます。

【森主査】 ありがとうございます。

これは道家さんから御説明いただきたいと思います。まずはお願いいたしましょうか。闇バイトのお話なんかと関係すると思うんですけども。

【警察庁（道家）】 今、本人確認というコメントをいただきましたが、実態としましては、いわゆる一次、二次、三次、どれもそうなんですけれども、これ、やはりまず経営者自身が悪人なので、本人確認をしていないというのが実態でありまして、一応、建前上、本人確認をしたというふうに彼らは言うんでしょうけれども、実態としましては、本人確認をろくにしていないというのが実態でありまして、なので、事業者自身が一次、二次、三次を含めまして、犯人側、実行犯とぐるになっていますので、本人確認という仕組みそのものだけではなかなかそこを排除するのは難しいというか、悪意を持ってそこを無視されていますので、なかなかそこは厳しいなというのがあるかと思っております。

【森主査】 ありがとうございます。

1つは、本人確認を実施せずに、グループの中でやっているということだと思いますし、もう一つは、やはり先ほど教えていただきました、他人の名義というのは何なのかという。これは闇バイトですということだと、結局、闇バイトでたくさん来れば本人確認はできてしまいますので、もちろん本人確認の連鎖ということは、これは制度としてはしっかりビルトインされていないといけないと思うんですけども、それだけではないんじゃないかなというふうに私も感じていたところがございます。今の河村さんの御指摘で、かなりその議論が具体的に踏み込んだところに入っていったんじゃないかなというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。それでは、また追加がございましたら、事務局までお願いいたします。

【警察庁（道家）】 ありがとうございます。

【森主査】 道家さん、どうもありがとうございました。大変重要なインプットをいただいたと思います。

それでは、議論、内容的には先走ってどんどん行かないといけないんですが、シナリオで進行で先走るといのはよくなかったです。道家さん、ありがとうございました。大変失礼いたしました。

それでは、引き続き一般社団法人電気通信事業者協会の小林様から、資料に基づいて御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

【電気通信事業者協会】 ありがとうございます。電気通信事業者協会特殊詐欺対策検討部会から、本日は部会長でありますNTTコミュニケーションズの内田と、同じくNTTコミュニケーションズの小林が参加させていただいております。

それでは、資料に基づいて発表させていただきます。改めまして、本日はお時間をいただきまして、ありがとうございます。

次のページをお願いいたします。先ほど総務省様、警察庁様からの御説明の中にもありましたが、電気通信事業者協会では、令和元年の犯罪対策閣僚会議で決定されたオレオレ詐欺等対策プランに基づきまして、特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等の運用・検討のため、令和元年9月から特殊詐欺対策検討部会を設置いたしまして、こちらのスキームの運用及び検討ということで活動をしているものでございます。

次のページをお願いいたします。こちらのページでは、先ほど総務省様からの御説明にもありましたが、番号利用停止スキームについて、図示の部分を転用させていただいております。総務省様からの通知に基づきまして、我々の部会に参加する会員事業者につきましては、警察機関様からの要請に応じて、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止ですとか、悪質な利用者への新たな固定電話番号の提供拒否等を実施しております。

次のページをお願いします。こちらのスキーム、具体的には大きく3つ、取組の概要がございまして、1つ目が固定電話番号の利用停止でございまして、こちらは先ほど御説明したとおり、警察機関様からの要請に基づきまして、その要請があった固定電話番号等の利用停止等を当該の電気通信事業者が実施をするということでございます。

2つ目につきましては、新たな固定電話等の提供拒否ということで、利用停止があった電気通信事業者のうち、一定の基準を超えて要請の対象者となった契約者に対しまして、電気通信事業者のほうは、新たな固定電話番号等の提供拒否を実施するというものでございます。

3つ目でございますが、悪質な電話転送サービス事業者の保有する固定電話番号等の利用停止でございます。こちら、一定の条件を満たす場合、警察庁様からの要請に基づきまして、電気通信事業者は、その要請、一定の基準を満たした悪質な事業者に対して提供している固定電話番号、いわゆる在庫番号でございますが、在庫として悪質な事業者が持っている番号の利用停止の措置を行うということが3つ目でございます。

次のページをお願いいたします。先ほど御説明しました大きく3つの対策も含めまして、令和元年9月から現在に至るまで、新たな手口等への対応のため見直しを行いつつ対応し

てきたという部分が、こちらの一覧で書かせていただいております。

次のページをお願いいたします。最後に、番号利用停止等の実施状況でございますが、総務省様、警察庁様含めまして、関係機関等と連携した取組によりまして、悪用の対策に以下のとおり寄与したものでございます。令和5年中の利用停止の件数は、固定電話番号で866件、050IP電話番号で7,302件、新たな固定電話番号等の提供拒否要請が6件、また、先ほど最後に御説明した在庫番号の利用停止は、4事業者3,270番号に実施しております。

運用開始から現在までの間に、固定電話番号では1万2,665件、050IP電話番号では9,482件、合わせて2万件以上の利用停止を実施してきたということが実施状況でございます。

簡単ではございますが、TCAからの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【森主査】 TCA様、御説明いただきまして、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

停止数2万件ということで、大変なお手数をおかけしているというふうに拝察いたしましたが、制度的にこういうことがあればもっと便利であるとか、機動的であるとか、この問題に効率的に対処できるのではないかみたいなことを、もし小林さんがお感じになっていましたらお教えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【電気通信事業者協会】 森主査、御質問ありがとうございます。現時点では、総務省様、警察庁様の御協力もありまして、また、運用開始して5年がたち、微修正も含めて実施しておりますので、現時点では、このスキームの運用において特に何か困っている、あるいは制度的に何か障害になっているという部分ではございませんが、ちょっとそこは引き続き会員事業者の声も含めまして、意見等を収集しながら、また御相談してまいりたいと思っております。

【森主査】 なるほどなるほど。ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょう。

それでは、大谷さん、お願いいたします。

【大谷主査代理】 大谷でございます。御説明ありがとうございました。非常に御努力いただいているということを確認させていただきました。

資料の4ページのところで、在庫番号の利用停止措置を講じていただいてもいるという

ことでしたけれども、具体的には物理的にどういう作業をすることによって利用停止ということができるのかどうか、手順であるとか、そういったことについて少し詳しく教えていただけるとありがたいと思っております。

その理由ですけれども、やはり一旦、悪質事業者と判断した場合に、被害の拡大を防止するために非常に有効な手だてだと思いますけれども、その判断基準というのはほかのケースにも多分使えるのではないかなと考えているためでございます。よろしく願いいたします。

【電気通信事業者協会】 大谷主査代理、御質問ありがとうございます。具体的な判断基準を設けて運用させていただいておりますが、すみません、この場ではちょっとと言及することができない部分がございますので、この後、後日、構成員限りという形で、書面等で御回答させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【大谷主査代理】 すみません。それでは、よろしく願いいたします。

【森主査】 大谷さん、ありがとうございました。

それでは、引き続き星先生からお願いいたします。

【星構成員】 星でございます。ありがとうございます。説明いただきまして、実情について、私全然知らなかったんですけれども、大変な御苦勞をされているんだということは非常によく分かりました。本当に頭の下がる思いでございます。

私から1点、今までこういう取組をされてきて、先ほど森主査からの御質問に関しても、特に困っているところについてはないというようなお話だったんですけれども、逆に利用停止をされた側から何か苦情申立てですとか、そういったような対処みたいなこと、これもセンシティブな話かもしれないんで、差し支えない範囲で結構なんですけれども、もし何かそういったような点でコメントをいただけるようなことがあれば教えていただければと思います。

【電気通信事業者協会】 星先生、御質問ありがとうございます。詳細については、やはり一部差し控えさせていただきますが、警察庁様、あるいは都道府県警、警察の皆様ですとか、総務省様と、いわゆるそういった場合の体制といったものを十分に構築させていただいておりますので、そういった部分で電気通信事業者が直接現時点で何か困っているということはないというのが端的な答えでございますが、詳細については、すみません、この場では差し控えさせていただきます。

【星構成員】 ありがとうございます。そこも含めて御対応いただいているということで

十分理解いたしました。ありがとうございます。

【森主査】 星先生、ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいですかね。

ありがとうございました。それでは、最後に、3番目の議題、その他に移りたいと思います。今後の予定について、事務局から御説明をお願いいたします。

ごめんなさい。またこちらにつきましても、今のT C Aさんの小林さんの御説明につきましても、追加の御質問、御意見がございましたら、事務局をお願いいたします。失礼いたしました。

それでは、今後の予定につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

次回ですけれども、ウェブ会議による会合を、今週金曜日、6月7日金曜日の15時15分から開催させていただく予定となっております。

事務局からは以上でございます。

【森主査】 ありがとうございます。

以上で本日の議事は一通り終了いたしました。最後に、全体を通しまして、内容でも進め方でも結構ですが、皆様から何かございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうかね。

どうぞどうぞ。星先生、お願いいたします。

【星構成員】 クローズされようとしているところ、申し訳ございません。次回以降、ちょっと出席させていただくことができないものですから、すみません、また先生から降り自由な議論をさせていただけるお墨つきをいただいたかなと思って、ちょっと申し上げさせていただければと思います。

先ほど野口先生から、業法といいますか、その枠組みも含めてというお話がございました。そのときに、銀行法と電気通信事業法の対比のお話ございまして、確かに銀行法に関しては、そこは変えることなく犯収法というのを別に設けているということはあるわけですが、電気通信事業法に関しますと、私の理解が間違っていなければ、その一部として携帯電話不正利用防止法という形で一部対応がされているというところがあるのかなというふうに思っておりました。

ただ、この携帯電話不正利用防止法、御承知のように、レンタル電話というのを主に念頭

に置きつつ、平成17年でしたっけね、もう相当前にできたもので、今、電話通信をめぐる環境というのも非常に大きく変わってきているので、一つの可能性として、今回の番号の適正の利用というところを含めて、あるいは携帯電話不正利用防止法を膨らますみたいな形があり得るんだろうかということをおおまか素人的に思ったというのが1点でございます。

あともう1点、銀行法との関係でいきますと、もう一つ、組織的犯罪処罰法のマネーロンダリング関係とか、そういったようなところも犯罪インフラの撲滅というところに大きな役割を果たしているというところがございます。

あれ自体は、もともとFATFとか、そちらの国際的な取組という枠組みがありますので、直ちにそちらの枠組みに乗せられるという話ではないと思うんですけども、ただ、先ほどもございましたように、電気通信事業をやるかという闇バイト的なものがあるということであれば、いわゆる匿流というのにどう対処するのかという問題もあるとは思いますが、組織的犯罪対策というところもおおまか視野に入れる形で進めていかないと、なかなかこの問題、解消というところには難しいのかなというようなところを感じた次第でございます。

今後、どういう形になるかはともかく、おおまか率直に思ったところを発言させていただきました。ありがとうございます。

【森主査】 ありがとうございます。重要な御指摘をいただいたと思います。

それでは、野口先生、お願いいたします。

【野口構成員】 すみません。星先生、ありがとうございます。伝わっているとは思いますが、関連する法制度を見て、特別法があればそれを見て考えていかないといけないというのはそのとおりだと思いますけれども、個人的な突っ走った意見を言わせていただくと、私はそろそろ本体にある電気通信事業法そのものを見直して、広げていくべき点は広げていかないといけない、難しい状況に入ってきているのかなという気がしております。ヘジテートすることなく、必要な手だてをいろいろなところで考えていかないといけないというふうに思っています。

以上です。

【森主査】 野口先生、ありがとうございます。こちらもおもつともだと思いました。

それでは、道家さん、お願いいたします。

【警察庁（道家）】 すみません。先ほど星先生から1つ、銀行法との関係、法の比較と

いいですか、体系につきまして、銀行法を補足する形で犯収法という話がありましたけれども、そのアナロジーでもう一個追加させていただきますと、実は犯収法の中にも固定転送電話というのは対象に入っております、スキームでは、電気通信事業法というのがもともと本丸というか、ある横にもう一個、犯収法の中で電話転送事業につきましてもその対象になっているという仕組みがありまして、具体的に申し上げますと、平成25年頃に犯収法が改正されまして、その際に、マネロンとかだけじゃなくて、固定転送電話につきましても本人確認等を行うということが犯収法の中に規定されたといった経緯がございましたので、補足させていただきます。

【森主査】 御丁寧にありがとうございました。これも重要な情報の共有だったと思います。

私も一言だけ申し上げれば、本件って、やっぱり電気通信事業者とは、みたいな話がどこかにあると思うんですね。そこがやはりユーザーの本人確認とか、ユーザーをどんな人にするかというところに尽きていない。電気通信事業者というものをどう考えるかというところがどこかにあって、それをどのような法的な仕組みで考えていくのかなというところが関わっていると思いますので、かなり難しい、しかもいろいろな法律があってかなり難しい議論だと思いますが、引き続き闊達な御議論をいただければ幸いです。

とは申しあげましたものの、次回の予定を事務局に説明していただいてからこれだけお手が挙がって、これだけ話が進むということですので、私が何も申し上げなくても闊達な御議論をしていただけるワーキンググループなのだということが大変よく分かりました。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ第1回会合を閉会といたします。皆様、お忙しい中御出席をいただきまして、また、闊達な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。